

明和町立明和北小学校水泳指導業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

第1 業務の名称

明和町立明和北小学校水泳指導業務委託

第2 業務目的

本委託業務は、明和町立明和北小学校（以下「明和北小学校」という。）の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的として、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである（以下「本業務」という。）。

については、本業務が適切に進捗するよう、最も適格である受託者を公平かつ適正に選定するために、公募型プロポーザルを実施する。

第3 業務概要

（1）本業務の概要

明和町立明和北小学校における水泳指導業務委託

（2）本業務の履行期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。

ただし、本業務の開始は、明和北小学校の開校予定年度である令和8年4月1日とし、それまでの期間は本業務の準備期間のため、本町から受託者への委託金額の支払いは発生しないものとする。

なお、本業務の詳細は「明和町立明和北小学校水泳指導業務委託仕様書」とおりとする。

第4 提案上限額

本業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに再度、見積を徴収し契約を締結する。

委託金額の上限 47,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、上記の上限額は、本募集要項「第3 業務概要（2）本業務の履行期間」に定める期間中の委託費全額に対するものとする。

第5 参加資格

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている企業であること。

- ア 小・中学生を対象としたスイミングスクールを運営している者であること。
- イ プール施設は当該校から30分程度で移動できる範囲に所在すること（車両等での移動、車両での乗降時間等を含む。）。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- エ 明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第3号）及び明和町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第93号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- カ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

第6 受託者の選定方法

- (1) 参加申込者のうち参加資格要件を満たした者から提出された業務提案書等に対する書類審査を行い、本募集要項「第10 業務提案書等の提出」に定める記載事項を満たす業務提案書等の提出者を対象に、明和町立明和北小学校水泳指導業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。審査は、本募集要項「第11 提案内容の審査」に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて行う。そして、審査による評価得点が基準点（満点の6割以上）を満たし、最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合は、評価基準の「①業務体制」が高い者を選定する。「①業務体制」が同点の場合、「②水泳指導」の評価が高い者を選定する。また、「②水泳指導」も同点の場合は、「③危機管理」の評価が高い者を選定する。さらに、「③危機管理」も同点の場合は、「④事業実績」の評価が高い者を選定し、「④事業実績」も同点の場合は、「⑤提案見積金額」の評価が高い者を選定する。なお、参加者が1者のみの場合は、評価得点が基準点以上であれば、その者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 優先交渉権者は、発注者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には業務委託契約の締結を行う。協議が成立しなかった場合又は契約の締結まで

に優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第7 実施スケジュール

項目	期日・期間等
プロポーザルの実施の公告	令和7年7月28日（月）
参加申込書類の受付	公告から令和7年8月8日（金） 午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和7年8月14日（木）予定
募集要項、業務提案書作成等に関する質問の受付	公告から令和7年8月20日（水） 午後5時まで
質問に対する回答	令和7年8月27日（水）予定
業務提案書等の受付	参加資格確認結果通知到達から 令和7年9月3日（水） 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年9月22日（月）
審査結果通知	令和7年9月29日（月）予定

第8 参加申込書類の提出

（1）参加申込書類の受付

- ①受付期間 公告から令和7年8月8日（金）午後5時まで
（土、日曜及び祝日を除く）
- ②提出方法 窓口への持参または郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類 下記書類を、正本として1部提出すること。なお、添付書類を含め提出書類の体裁はA4サイズ、ホッチキス止めを行わずクリップ等により留めるものとする。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）

（2）参加資格確認結果通知

参加申込者から提出された参加申込書類を本募集要項「第5 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第4号）にて参加

申込書類提出者全員に電子メールにて通知する。なお、令和7年8月15(金)午前10時を過ぎてもメール到達の確認がとれない場合、参加申込書類の提出先へ令和7年8月15日(金)午後5時までに電話にて問い合わせること。

第9 質問書の提出

(1) 募集要項、業務提案書作成等に関する質問の受付

- ①受付期間 公告から令和7年8月20日(水)午後5時まで
- ②提出方法 質問書(様式第5号)に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は、「明和町立明和北小学校水泳指導業務委託 質問書送付」と記載すること。なお、メール到達確認を、電話にて行うこと。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係

(2) 募集要項、業務提案書作成等に関する質問の回答

- ①回答日 令和7年8月27日(水) 予定
- ②回答方法 質問に対する回答は、参加申込者全員に対し電子メールにて回答する。

第10 業務提案書等の提出

(1) 業務提案書等の受付

- ①受付期間及び時間
参加資格確認結果通知到達から令和7年9月3日(水)午後5時まで
- ②提出方法
窓口への持参または郵送(必着)とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先
本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類
下記書類を、A4判縦長左綴じファイルとして作成し、正本として1部、副本として10部をフラットファイルに綴じて提出すること。なお、下記書類毎にインデックスを貼付し、用紙については全てA4サイズとする。ただし、図面等についてはA3サイズも可能とするがA4サイズに折ること。また文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの一式を、あわせて提出すること。

ア 業務提案書提出書及び誓約書（様式第6号）※表紙

イ 業務提案書

「明和町立明和北小学校水泳指導業務委託仕様書」に示された業務内容を達成するための提案を、本募集要項「第11 提案内容の審査」に定める評価基準における各評価項目①～⑤に沿うように記載すること。

なお、任意様式とするが、A4縦置き横書き左綴じとする。ページ数は全章含めて5ページ（A4換算）以内とし（表紙や目次、図面等はページ数に含まない）、表紙や目次を除き、下段余白中央にページ番号を付けること。

ウ 業務開始まで（準備期間）のスケジュール（A3任意書式）※1枚まで

エ 会社概要書（様式第2号）

オ 同種・類似業務実績調書（様式第7号） ※5件まで

カ 参考見積書（様式第8号）

任意様式とするが、積算内訳を明示し（消費税及び地方消費税抜き、千円単位）、見積金額は、本業務に関する費用全てを含み、また消費税及び地方消費税を含む金額とする。また、令和8年度以降の年度毎の費用も算出し示すこと。

※上記以外の添付書類は不可とする。

第11 提案内容の審査

1 提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 実施日時 令和7年9月22日（月）
- ② 実施場所 明和町役場及びその周辺の公共施設を予定（詳細は別途通知します。）
- ③ 参加者から業務提案書が提出された順番で、参加者ごとにプレゼンテーションをするものとし、参加者に実施時間の詳細を通知するものとする。
- ④ 参加者は、プレゼンテーションを20分以内で実施し、その後、選定委員による当該参加者へのヒアリングを20分以内で実施するものとする。
- ⑤ 参加者は、スクリーンに投影した上でプレゼンテーションを実施するものとする。なお、使用するPC等の電子機器は参加者で準備するものとするが、プロジェクターおよびスクリーン等は本町が準備する。
- ⑥ プレゼンテーション実施の際に、参加者は、令和7年9月3日（水）までに提出した業務提案書等及びそこに記載した内容を提示するのみと

し、新たな内容の提示はできないものとする。

⑦プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している3名までとする。

2 審査結果

審査結果は、当該事業者全員に電子メール及び書面通知（様式第9号）にて連絡する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

3 評価基準

評価項目	配点	評価の視点
① 業務体制	30点	<ul style="list-style-type: none">・業務責任者の配置・従事者の配置体制・従事者の指導能力、教育及び研修体制・業務開始までの取り組み計画・更衣室などプライバシーへの配慮・学校からの移動手段の確保
② 水泳指導	20点	<ul style="list-style-type: none">・指導内容・学習指導要領の理解・支援を必要とする児童への合理的配慮・学校及び教員との連携
③ 危機管理	20点	<ul style="list-style-type: none">・安全・衛生管理・事故発生時の対応防止策・防災対策・個人情報保護
④ 事業実績	10点	<ul style="list-style-type: none">・同種・類似業務の実績の有無
⑤ 提案見積金額	20点	配点×（「全参加申込者の参考見積書の金額のうち最低価格」÷「参考見積書の金額」） ※少数点2位以下は切り捨て
合計	100点	

※同種・類似業務（令和4年度以降に受注した業務）

本業務の公告日時点において、令和4年度以降に受注した以下に示す同種業務（再委託による業務は除く。）のこと。

○同種業務：国又は地方公共団体等*が発注する小中学生への水泳指導業務

○類似業務：小中学生への水泳指導に関する事業の経験

※国又は地方公共団体等

・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項」に定める国、特殊法人等又は地方公共

団体、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条」に定める公的医療機関、「国立大学法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項」に定める国立大学法人及び「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項」に定める公立大学法人

第 1 2 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参考見積書の見積金額が本募集要項「第 4 提案上限額」に定める上限金額を超える場合
- (2) 参加申込者が本募集要項「第 5 参加資格」に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 参加申込者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (4) 一の参加申込者が複数の提案を行った場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 著しく信義に反する行為があった場合

第 1 3 応募に関する留意事項、その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (3) 参加申込者から本募集要項に基づき一度提出された書類は、差替え等できないものとし、またその理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (4) 本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (5) 明和町個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）、明和町会計規則（昭和 49 年規則第 8 号）をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- (6) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第 3 号）」を持参又は郵送にて提出すること。
- (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

第14 事務局

本プロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

明和町役場 小学校区編制推進室 編制推進係

電話： 0596-63-5460

FAX： 0596-52-7133

メール： kouku@town.mie-meewa.lg.jp